

盛り上がる！初の公開セミナー

【目次】

- ・初の公開セミナー
- ・第1回消費者支援ネット北海道公開セミナーに参加して
……………1ページ
- ・参加者に聞きました
……………2ページ
- ・ホクネットに期待する
……………3ページ
- ・ホクネットの動き
- ・編集後記
……………4ページ

去る、5月17日(土)に『割賦販売法・特定商取引法改正とその活用』というテーマでホクネットの最初の公開セミナーを開催しました。講師は池本 誠司弁護士。全道各地からの参加者は100名を超え、補助椅子を出すほどでした。参加した会員の方からセミナーの感想を寄稿いただきました。



正面は講師の池本 誠司弁護士

第1回消費者支援ネット北海道公開セミナーに参加して



2008年5月17日(土)に開催された、「第1回ホクネット公開セミナー」に参加しました。

当日は五月晴れで天候にも恵まれたためか、会員や一般の方合わせて104名の方が参加され、会場であるウェルシティ札幌の会議室は超満員となるほどのたいへんな盛況ぶりでした。

はじめにホクネット理事長の瀬川信久先生より主催者挨拶があり、次いで埼玉弁護士会の池本誠司先生より「割賦販売法・特定商取引法の改正とその活用」と題してのご講演がありました。池本先生は日弁連消費者問題対策委員、経済産業省産業構造審議会割賦販売法分科会委員などを務められてお

り、今回の法改正においても中心的な役割を担っていらっしゃいます。池本先生は、ご講演の中で、最初に具体的な消費者被害と法の活用事例の紹介を通じて現行の割賦法・特商法に消費者被害の救済の点でどのような限界があるのかを明らかにされました。次いで割賦販売法と

特定商取引法の改正案(6月12日に国会で成立済み)の概要について、膨大な改正法案のそれぞれの論点ごとに非常にわかりやすく解説していただきました。参加者の方も熱心に聴講されており、



司会の番井 菊世理事

講演後も非常に活発な質疑応答が30分以上も続きました。

悪質商法被害を深刻にしているのがまさにクレジットなのだという、あまりにも当然の現状認識を背景にした今回の法改正により、例えば判断力が低下した方への次々販売・過剰与信被害では、消費者側の立

証負担が不当に重すぎて結果的に救済が極めて困難になる(その結果「やったもの勝ち」となる)という理不尽な事案が確実に減少していくことが期待されることです。その他にも、指定商品制の廃止、訪問販売における再勧誘禁止の明確化など、多くの点で注目すべき法改

正がなされており、悪質商法包囲網は確実に狭められてきていると実感しました。

池本先生は、ご講演の中で、経済産業省の審議会における議論の経過についてもお話しくださいました。私は、職業上同省ホームページに掲載されている審議会議事



録の中の生々しいやり取りを普段から熟読しており、池本先生のお話を伺いながら、今回改めて、立法過程とはまさに利害関係者間の戦いの場であると再認識したところです。消費者利益を改正法に反映させるための、池本先生をはじめとする各委員の方々の大変なご努力に改めて敬服いたします。悪質

商法を規制する法整備には完璧というものはなく、常に進化を続ける悪質商法に対抗するための努力は不断に続けていかなければならないものです。今回の法改正によって、実務を行う側は非常に力強い武器を与えられた以上は、今度は私も法執行の場(あるいは相談処理の場)で微力ながら頑張らなけ

ればならないと、決意を新たにしたところです。このようなセミナーを開催して下さったホクネットの皆さまに感謝申し上げます。また、ホクネットの今後の活動に心から期待申し上げます。

(記 鶴ヶ崎 徹)

次回に聞きたいセミナーは

公開セミナーの参加者アンケートから

- ・ 金融商品販売法
- ・ 金の現物取引、株券などの案件と対処例
- ・ 未公開株について

- ・ 景品表示法、
- ・ 消費者庁について

- ・ モバイル決済
- ・ インターネットを介した売買についてのトラブルの対処法
(実際にあった事例・判例を交えての説明)

- ・ 政令、省令施行後の内容と具体的な利用の仕方(多数)



コーヒーブレイク

設立記念の公開セミナーが、会場にあふれんばかりの参加者だったことにほっと胸を撫で下ろしています。講師の池本先生のさわやかな印象が心に残りました。

さて、ホクネットは今後公開セミナーや事業者向けの消費者志向セミナーなど、年2回程度を予定していますので、また多くの参加者が集まることを願って。



ホクネットに期待する！！



第3号のニュースレターは、前コープさっぽろ理事長で現在は北海道生活協同組合連合会顧問の松村 喬さんにホクネットに対する思いを書いてもらいました。

特定非営利活動法人・消費者支援ネット北海道(ホクネット)は、法人格を取得して初めての総会を開催し、2008年度の活動方針を確認、いよいよ本格的な活動が展開されます。消費者トラブルは増加し、かつ、多様化してきています。ホクネットは消費者被害の未然防止、拡大防止のために、約款や勧誘を分析し、不当なものについては事業者に改善を申し入れていきます。ホクネットは消費者に向けて、様々な学習会やニュース、ホームページなどを通じて情報提供する他、事業者に対しても

消費者志向の事業をすすめるためのセミナーの開催をすすめていきます。

今、全国各地にこうした活動が広がってきていますが、北海道においても遅れることなく道民が安心して暮らせる社会をめざして、先駆的な成果をあげたいものだと考えています。そのためには、事業者(団体)、消費者(団体)、そして行政が、それぞれの役割と責務をしっかりと認識し、協同することが不可欠であり、そのことによって消費者被害を減らすことができるだけでなく、公正な経済活動を実現して

いく道が開かれることに繋がると思います。

北海道は経済の低迷、行政の財政問題など、多くの困難を抱えていますが、それらを打開していくためにも道民主体の施策を講じる必要があります。ホクネットの活動が、精神的にも豊かで、最も住みやすい北海道づくりの一翼を担えるよう努めていきたいと思っています。

(記 松村 喬 副理事長)

トピックス

“6月27日に臨時閣議が招集され、消費者行政推進基本計画が、閣議決定となりました“

消費者行政推進基本計画の大きな柱は以下の内容にまとめられました。

- * 新組織が満たすべき6原則(消費者にとって便利で分かりやすい 消費者・生活者がメリットを十分実感できる 迅速な対応 専門性の確保 透明性の確保 効率性の確保
- * 消費者が頼れる分かりやすい一元的な相談窓口の設置
- * 消費者庁(仮称)の設置とその機能
- * 消費者庁の体制のあり方 などが決定され、来年度から発足される消費者庁創設に向け大きく舵取りをはじめました！

消費者行政推進基本計画の概要

URL <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/shouhisha/kakugi/080627gaiyou.pdf>

速報！第1回通常総会終わる！

ホクネットの第1回通常総会6月21日(土)に開催されました。当日、33名の会員に出席していただきました。(出席33名、委任状136名)議長は北海学園大学法学部長の向田直範教授が選出され、議事進行を務められました。ホクネットの2008年度事業計画や収支予算案等が承認され、適格消費者団体への活動を本格的に開始することになりました。

総会終了後に、昨年に適格消費者団体に認定された消費者機構日本 磯辺事務局長による「消費者機構日本の活動について」というテーマでの講演があり、会場の参加者は熱心に聞き入っていました。

(内容は次号でお知らせします)

ホクネットの動き

7月

- ・7月9日(水)検討委員会情報通信グループ会合
午後6時半～
ほくろうビル4階 ホクネット事務所
- ・7月31日(木)検討委員会継続的取引グループ
午後6時半～
ほくろうビル4階 ホクネット事務所

個人正会員	199名
個人協力会員	30名
団体正会員	3団体 (北海道消費者協会、 北海道生活協同組合連合会、北海道労働者福祉協議会)
団体賛助会員	3団体 全労済北海道本部 北海道労働金庫 ホクレン農業協同組合連合会 【2008年6月末現在】

情報提供をお願いします。

消費者支援ネット北海道では、消費者被害の情報提供を受け付けています。

ご自身の体験、身内、友人など被害にあわれた方は情報をお寄せください。電話・FAX又はe-mailで受け付けております。



編集後記

ようやく夏らしい暑い季節になりました。先月は肌寒い日が続き、上着を手離すことができませんでした。昔、読んだ本に札幌を舞台にした本がありました。本の題名は「リラ冷えの街」。リラとはフランス語でライラックのこと。なんとも素敵な言葉の響きですが、底冷えのする日はやはり体調には気をつけなければ…。

消費者支援ネット北海道 (愛称:ホクネット)

〒060-0004
札幌市中央区北4条西12丁目
ほくろうビル4F

TEL: 011-221-5884
FAX: 011-221-5887

E-MAIL
Info_hokkaido@hocnet1222.jp
URL
<http://www.e-hocnet.info/>